相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市大字南立石一八九一番地九八、最後の住所大分県別府市大字南立石一八九一番地の九八　被相続人　亡　江藤　勝由

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月一日

大分市大字宮苑一二一八番地

相続財産管理人　松村　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市大字鶴見四四九九番地一六、最後の住所大分県別府市大字鶴見四四九九番地の一六　被相続人　亡　佐島　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月一日

大分市金池南一丁目六番一五―五〇五号ヱスポワール星生

相続財産管理人　弁護士　梅本　哲平

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十三年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月一日

札幌市西区二十四軒三条二丁目三―二三

伊藤組土建株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　岩鼻　清

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年十一月一日

一、墳墓等所在地　山口県山口市吉敷中東四丁目二九一七番地

一、墳墓等の名称　経塚墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳につき氏名及び墓地番号　松●軒●翁道諒　松西規●（墓地内立札に記載した墓地番号一）、月院室●順大姉（二）、永隣院西岸●松大姉（四）、賢空椿岳永松信士（五）、實玄為参信●（一〇）、●空貞王大姉　松西●五●●●（一四）、不詳（一三）、不詳（六）、不詳（七）、不詳（八）、不詳（九）、不詳（一一）、不詳（一二）、不詳（一三）、その他土中に埋没し氏名・本籍・現住所・管理者等全て不詳の墓石（一五）

一、改葬を行おうとする者　山口県山口市吉敷下東四丁目一八番七号　経塚墓地管理組合　組合長　永田　瑛

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第八二五号　昭和六十三年六月二十四日

㈡　商号　ダイヤモンドトラベル株式会社

㈢　名称、住所及び代表者の氏名　広島菱重興産株式会社（合併前、ダイヤモンドトラベル株式会社）　広島市西区観音新町四丁目八番四号　代表取締役　梶　泰起

㈣　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　広島市西区観音新町四丁目六番二二号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年十月十五日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十三年十月一日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十三年十一月一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社奥住マネジメント研究所　株式会社奥住マネジメント研究所　東京都千代田区九段南二丁目五番一号塔文社ビル三階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年十一月一日

東京都千代田区九段南二丁目五番一号塔文社ビル三階

株式会社奥住マネジメント研究所

代表取締役　小野原雪雄

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成23年11月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①ＳＤＫトラベル株式会社湘南第一興商　②第２種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第２―975号　④株式会社湘南第一興商　神奈川県小田原市本町２―13―20　代表取締役　米田誠輝　⑤本社営業所　神奈川県小田原市本町２―13―20　⑥平成23年３月28日　⑨平成23年10月11日　⑩1100万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県小田原市本町２―13―20　株式会社湘南第一興商　代表取締役　米田誠輝